

高砂市消防水利等に関する指導基準

令和5年4月1日

高砂市消防本部

高砂市消防水利等に関する指導基準

1 趣旨

この基準は、高砂市開発指導要綱（平成元年高砂市訓令第19号）に基づく公共施設等の整備に関し、消防水利の設置、はしご自動車等の進入路及び消防活動空地等の確保について必要な事項を定めるものとする。

2 消防水利

「消防水利」とは、消防法第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により、消防水利として指定されたものをいう。

3 消火栓及び防火水槽

開発区域内には、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第2条第2項第1号に規定する消火栓及び同項第3号に規定する防火水槽を設置すること。

- (1) 設置する消火栓及び防火水槽は、消防水利の基準第3条及び第6条に規定する基準に適合すること。
- (2) 消火栓蓋及び防火水槽吸管投入孔蓋の周囲には、幅0.1メートル以上の黄色溶着塗装で表示すること。
- (3) 消火栓は、高砂市上下水道部が定める高砂市上下水道送配水管布設工事仕様書に基づき設置すること。

4 消防水利の設置

- (1) 消防水利の設置場所は、原則として当該開発区域内とし、消防自動車容易に部署できる位置とする。ただし、開発区域の地形その他の状況により、区域内に設置することが困難な場合は別途協議すること。
- (2) 消火栓の配置については、既存消防水利から歩行距離で表1に掲げる区分に応じた距離以内で開発区域を包含していること。ただし、未包含の部分が駐車場、緑地等火災の発生及び延焼危険が低い場所で消防活動上支障がないと消防長が認める場合は、消防水利を設置しないことができる。

(表1)

開発区域における都市計画区域の区分	消防水利からの距離
商業地域、近隣商業地域、工業地域及び工業専用地域	100m（歩行距離）
上記以外の用途地域及び用途地域の指定のされていない地域	120m（歩行距離）

- (3) 既存の消防水利と開発区域の間に河川、軌道、幹線道路、他者所有地等により、有効なホース延長が困難と認められる場合は、当該消防水利は有効な消防水利として取り扱わないこと。
- (4) 開発区域の面積が1,000平方メートル未満であり、消防活動上支障がないと消防長が認める場合は、消防水利を設置しないことができる。
- (5) 開発事業により既存の消防水利に支障が生じる場合は、代替の消防水利を設置すること。
- (6) 防火水槽の設置
次のいずれかに該当する場合は、防火水槽を設置すること。ただし、開発区域

周辺の消防水利等の状況を勘案し、消防長が認める場合は、これを増減することができる。

ア 開発区域の面積が3,000平方メートル以上で、公園等が設置される場合

イ 集合住宅の戸数が60戸以上の場合

ウ 建築物の延べ面積が3,000平方メートル以上の場合

エ 開発区域の面積が4,000平方メートル以上の場合

オ 開発区域の面積又は建築物の延べ面積が20,000平方メートル以上の場合は2基とし、30,000平方メートル以上となる場合は別途協議すること。

5 防火水槽の基準

- (1) 防火水槽の構造は、別図1及び別図2を標準とすること。
- (2) 防火水槽は、貯水量を40立方メートル以上とし、原則として、耐震性を有する二次製品で、一般財団法人日本消防設備安全センターが認定するものとし、現場打ち防火水槽とする場合は別途協議すること。
- (3) 防火水槽は、有蓋地下式のⅡ型以上とする。ただし、自動車が進入するおそれのない公園、宅地等に設置する場合については、有蓋地下式のⅠ型以上とすることができる。
- (4) 一般財団法人日本消防設備安全センターが認定した認定証を提出すること。
- (5) 蓋表面は、スリップが生じにくい構造で、エポキシ樹脂で黄色に塗装し、別図3を標準とすること。
- (6) 蓋は開閉器具用穴1箇所以上及び補助こじり穴を2か所以上設けること。
- (7) 吸管投入孔は2箇所以上(採水口を設置した場合は1箇所以上)設置し、ステンレス鋼製の転落防止装置(開閉機能付き)及び水槽底に降りることができるトラップを設置すること。
- (8) 市が引き継ぐ防火水槽の敷地境界の各折点には、市指定の境界標識を設置することとし、補修用に適当な空地を設け、フェンス等については別途協議すること。
- (9) 吸管投入孔又は採水口から概ね5メートル以内に別図4の水利標識を掲げること。
- (10) 採水口とする場合は、原則として2口以上とし、導水管は1口ごとの単独配管(口径100ミリメートル以上)とすること。
- (11) 採水口と防火水槽を接続する導水管は耐震性を有するものとする。
- (12) 吸管投入孔は、道路境界から4メートル以内(採水口があるものについては7メートル以内)で、障害物の影響を受けない位置に設置すること。
- (13) 防火水槽用地は、原則としてその上面をコンクリート又はアスファルト舗装仕上げとすること。

6 防火水槽の検査等

- (1) 防火水槽を据え付けた時点で位置、寸法等の中間検査を受けるものとする。
- (2) 中間検査完了後、水張検査を受けるものとする。(満水から概ね一週間後に減水確認を行う。)
- (3) 採水口が設置されているものについては、消防自動車による揚水検査を受けるものとする。
- (4) 消防水利の維持管理責任を明確にするため、市に帰属されないものにあつては、誓約書(様式第1号)を提出するものとする。

7 消火栓の基準

- (1) 消火栓は、呼称65ミリメートルの口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の配水管に取り付けられていること。ただし、管網の一边が180メートル以下になるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。

- (2) 消火栓は歩車道の区別のある道路では、原則、歩道上に設置すること。
- (3) 消火栓の口金と鉄蓋裏面との間隔が30センチメートル以上50センチメートル以下となるように設けられ、消火栓本体が栓室の中央に取り付けられ、吸菅の結合が容易にできるものであること。
- (4) 消火栓の口金、抜き輪、開閉栓、及び口金キャップが正しく取り付けられていること。
- (5) 消火栓開閉栓の回転は円滑で、止水が完全であること。
- (6) 消火栓の栓室が垂直に取り付けられ、コンクリートブロック等の継ぎ目にずれ等がないこと。
- (7) 消火栓の鉄蓋がコンクリートブロックに正しく据え付けられ、かつ、路面との段差がないこと。

8 消防活動空地等の確保

地階を除く階数が4以上の建築物にあっては、はしご自動車等が容易に接近できる進入路及び消防活動が十分行うことができる空地を確保すること。

(1) 進入路

進入路は、次によるものとする。

ア 進入路の幅員は5メートル以上とし、前面道路と進入路が接続している部分については、前面道路の幅員に応じて、表2に定める数値以上の幅員を確保すること。

ただし別図5「道路すみ切り図」による有効なすみ切りをしている場合は、この限りでない。

(表2)

前面道路の幅員 (m)	4	5	6	7	8
進入路の幅員 (m)	10	8	7	6	5

イ 進入路がロータリー方式等、回転を必要とする場合は、別図6による「はしご自動車等の最小回転に必要な空地の算定式」に基づいて確保すること。

ウ 道路と空地等の地盤面に高低差があるときは、進入路の勾配は6パーセント以下であること。

(2) 消防活動空地の規格

消防活動空地は、次によるものとする。

ア 建築物の壁面からおおむね5メートル以内の位置に、別図7の消防活動空地を1箇所以上設けること。なお、設置位置についてはバルコニー側で、有効な消防活動が行える位置とすること。

イ 消防活動空地は平坦な位置に設け、マンホール蓋及びグレーチング等があってはならない。敷地形状等により平坦な位置に設けることができない場合は、勾配を5パーセント以下とすること。

ウ 消防活動空地及び進入路の路面強度は、車両重量25トンに耐えられる構造であること。

エ 消防活動空地の周辺には、はしご自動車のはしご伸縮及び旋回に支障となる工作物及び架空電線等を設けないこと。

オ 消防活動空地は、原則、開発区域内に設置するものとするが、付近公道が有効であると消防長が認める場合は、消防活動空地を設けないことができる。

カ 消防活動空地には、別図8の道路表示を行うこと。なお、何らかの理由により道路標示ができない場合は、別図8の2の標識を表示すること。

(3) 進入路及び消防活動空地の検査

進入路及び消防活動空地の完成時にはしご車による進入、接塔の検査を受ける

ものとする。

(4) 消防活動空地の代替措置

建築物の構造及び周囲の状況から、消防活動空地が確保できない、又は有効でないと認められる場合、次に掲げるいずれかの基準を満たす場合は、消防活動空地の代替とすることができる。

ア 非常用エレベーターを設置する場合

イ スプリンクラー設備を設置する場合

ウ 各住戸を連続するバルコニーで接続する共同住宅にあっては、(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 3階以上の各階において、廊下とバルコニーを接続し、2方向からの避難及び消火活動が可能である場合（別図9参照）

(イ) 3階以上の各階に上下操作式の避難ハッチ（1辺が0.7メートル以上）を設置する場合の設置数については、1の階における居室の数が5以下の場合は1箇所とし、居室の数が6以上となる場合は2箇所以上設置すること。

9 初期消火用器具

- (1) 開発行為により新たに公園等が設置される場合又は、新たに共同住宅等が建設される場合で、開発区域から歩行距離で30メートル以内に消火栓があり、かつ、当該消火栓の周囲に開発区域に有効活用できるホース格納箱が未設置の場合は、開発区域内に別図10のホース格納箱を設置すること。

設置後の維持管理については、その区域において組織された自治会等が行うこととし、引受書（様式第2号）を提出すること。

- (2) ホース格納箱内には、初期消火用器具（呼称65ミリメートル、長さ20メートルのホース2本以上、筒先1本及び消火栓開閉鍵1本を一式とする。）を配備すること。

10 適用の特例

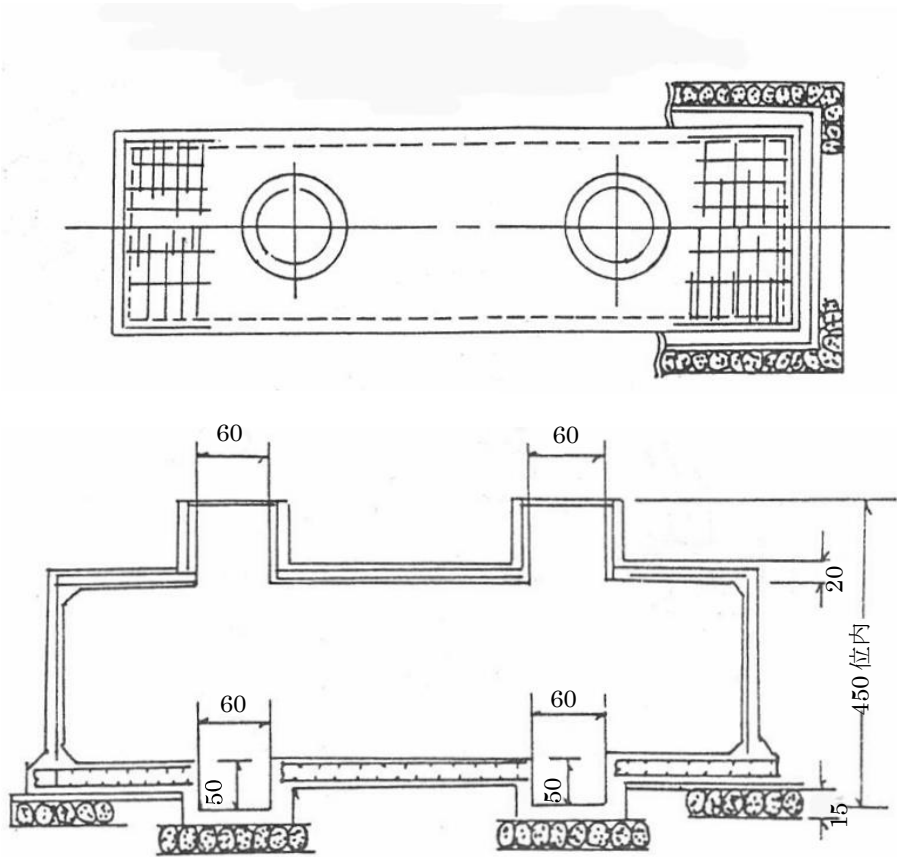
消防長は、開発区域の規模及び地域の状況により、この基準を適用することが適当でないと認める場合は、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

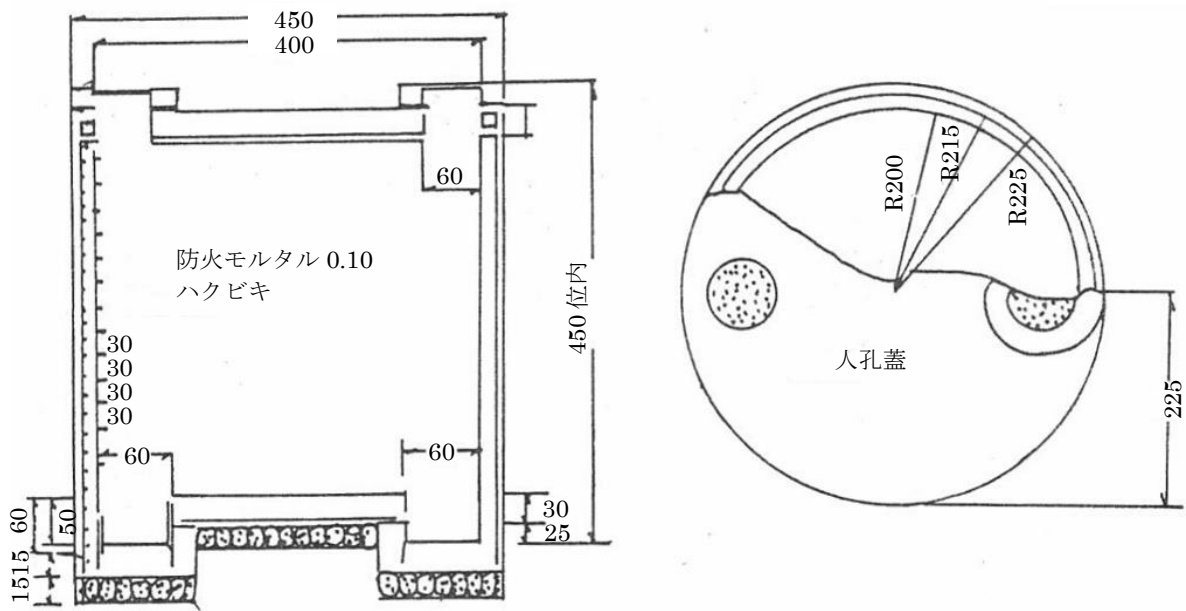
別図 1

防火水槽 構造図 (地下式箱型 40 m³)



別図 2

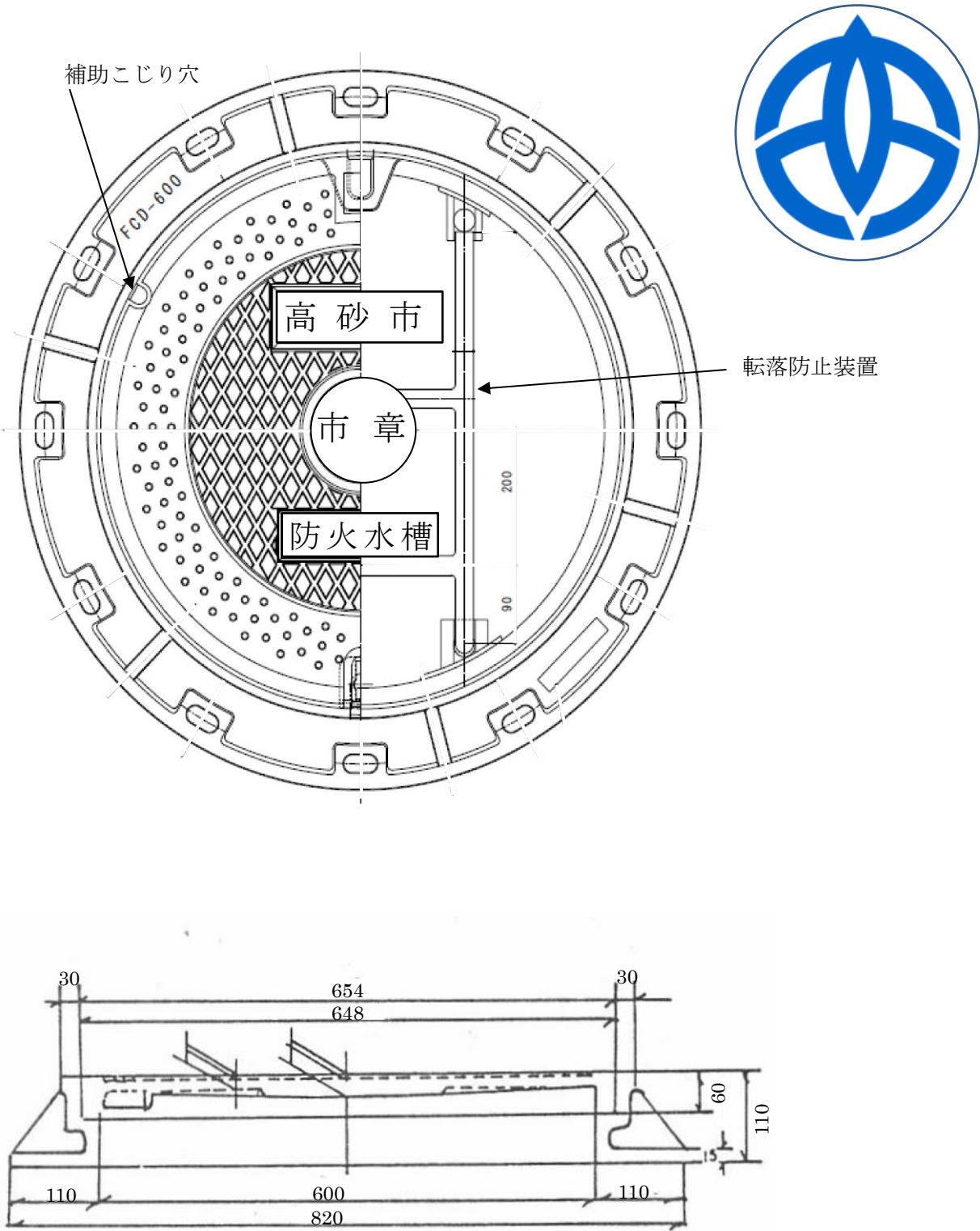
防火水槽 構造図 (地下式丸形 40 m³)



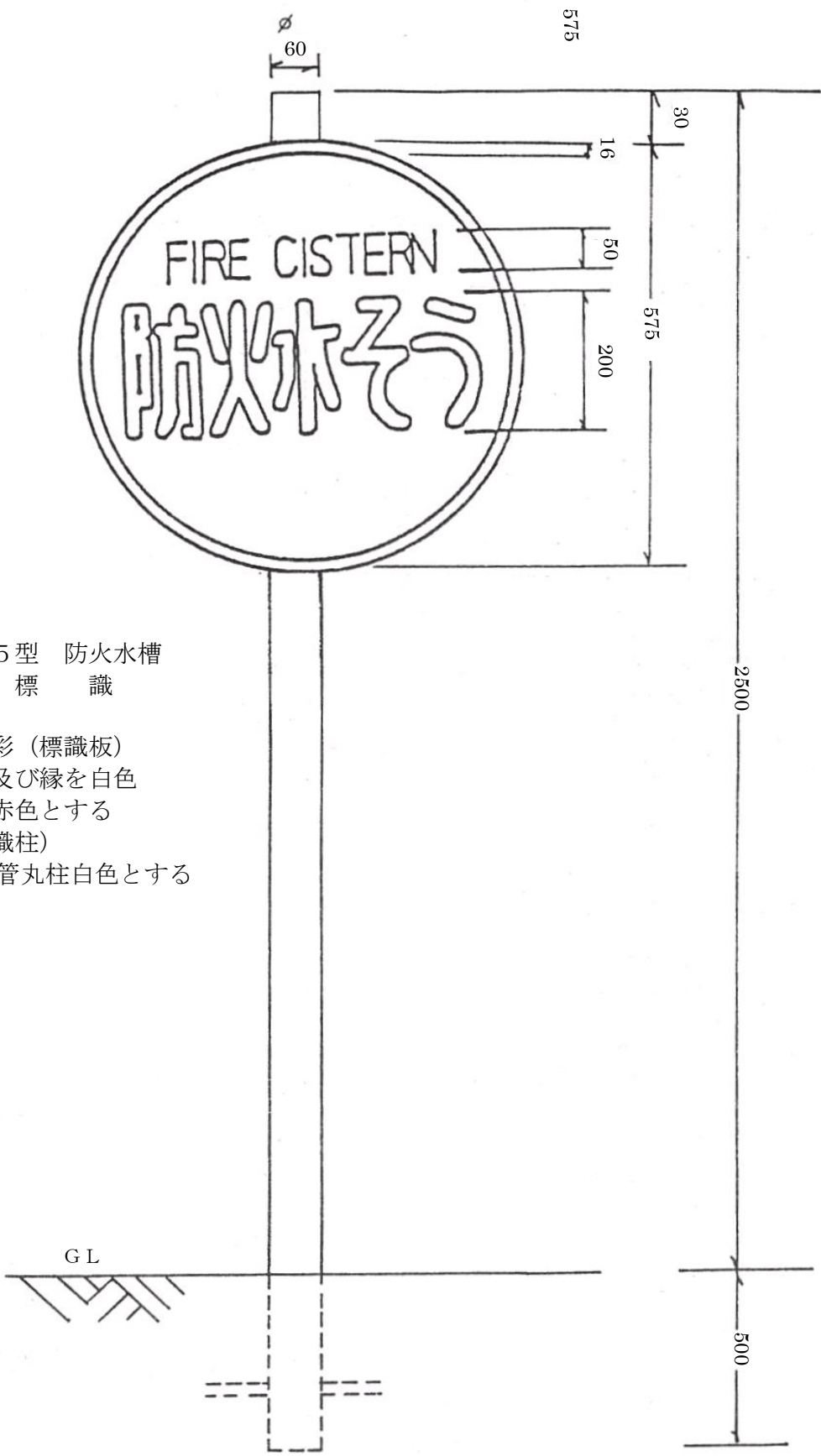
別図 3

防火水槽鉄蓋

高砂市章



別図 4

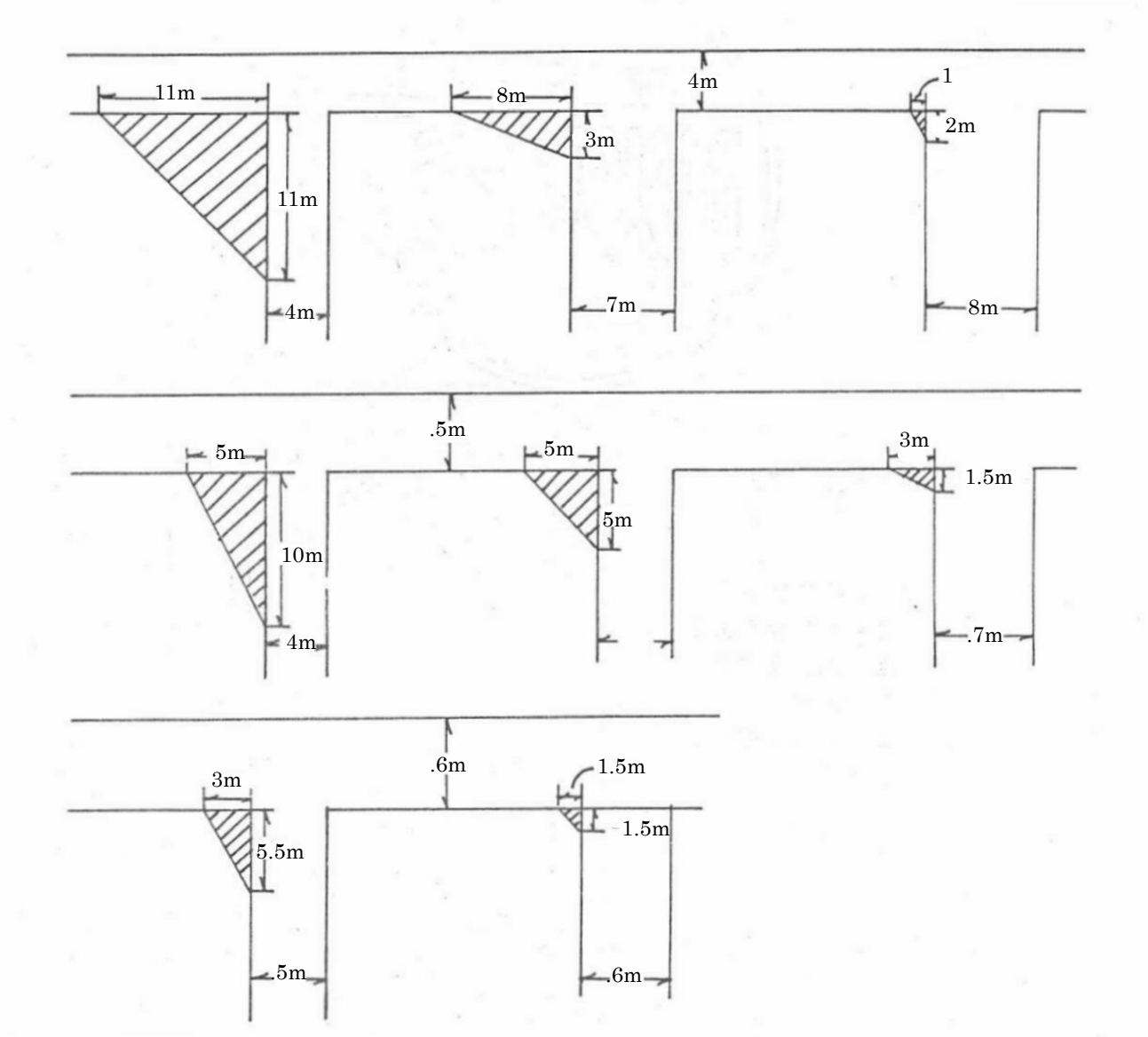


5 7 5 型 防火水槽
標 識

◎色彩 (標識板)
文字及び縁を白色
地を赤色とする
(標識柱)
ZCP 管丸柱白色とする

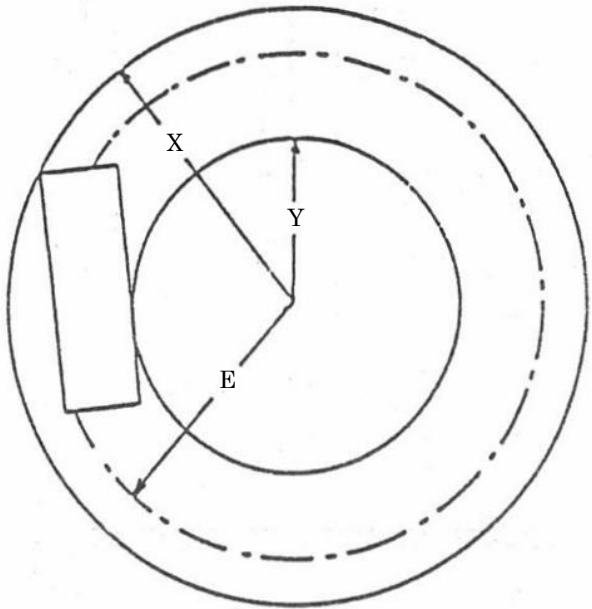
別図 5

道路のすみ切り図



別図 6

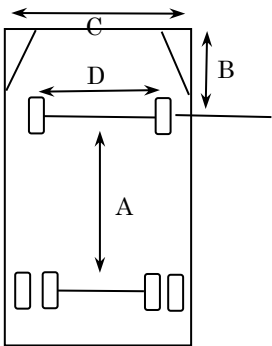
はしご自動車等の最小回転に必要な空地の算定式



$$X = \sqrt{(A+B)^2 + \left(\sqrt{E^2 - A^2} + \frac{C-D}{2}\right)^2}$$
 外周の半径

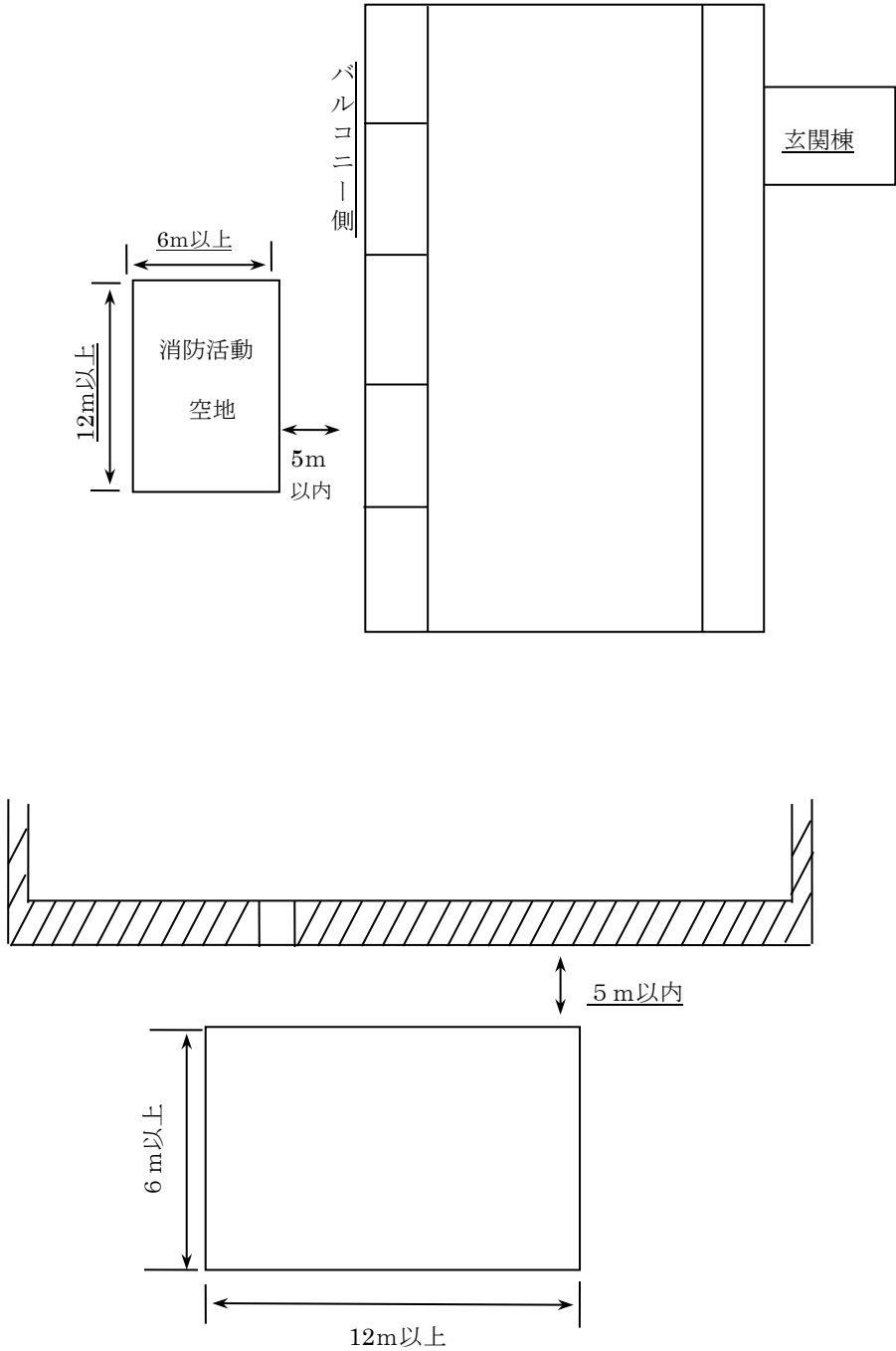
$$Y = \sqrt{E^2 - A^2} - \frac{C+D}{2}$$
 内周の半径

- A ホイルベース
- B フロントオーバーハング
- C 車 幅
- D トレッド（フロント）（タイヤの中心間距離）
- E 最小回転半径

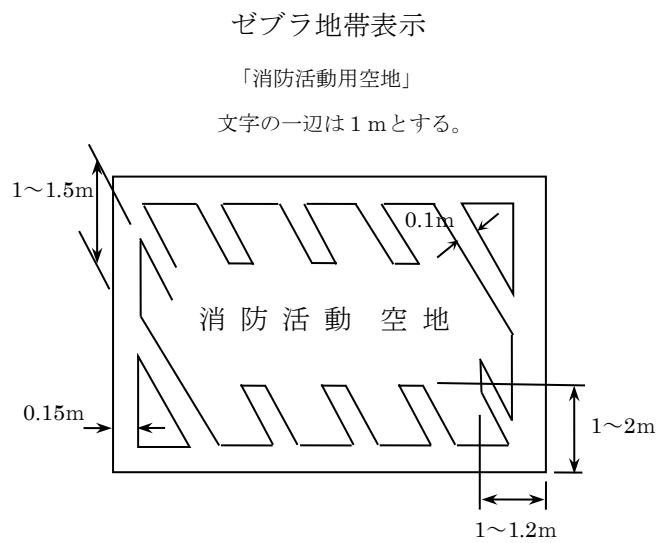


	消防ポンプ自動車	消防はしご自動車
A	3.75	5.77
B	1.26	2.19
C	2.23	2.50
D	1.77	2.06
E	6.40	7.90
全長	6.66	10.82
X	7.38	9.74
Y	3.14	3.12
総重量	7.985	20.89

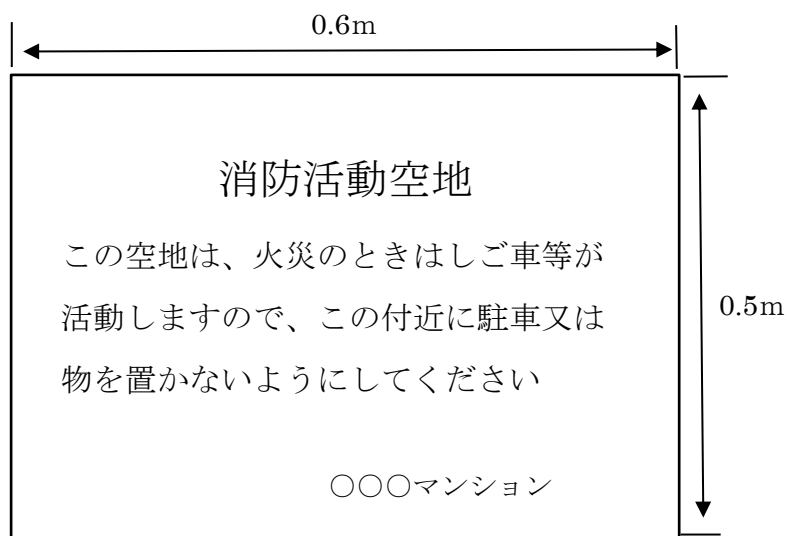
別図 7 （例）



別図 8

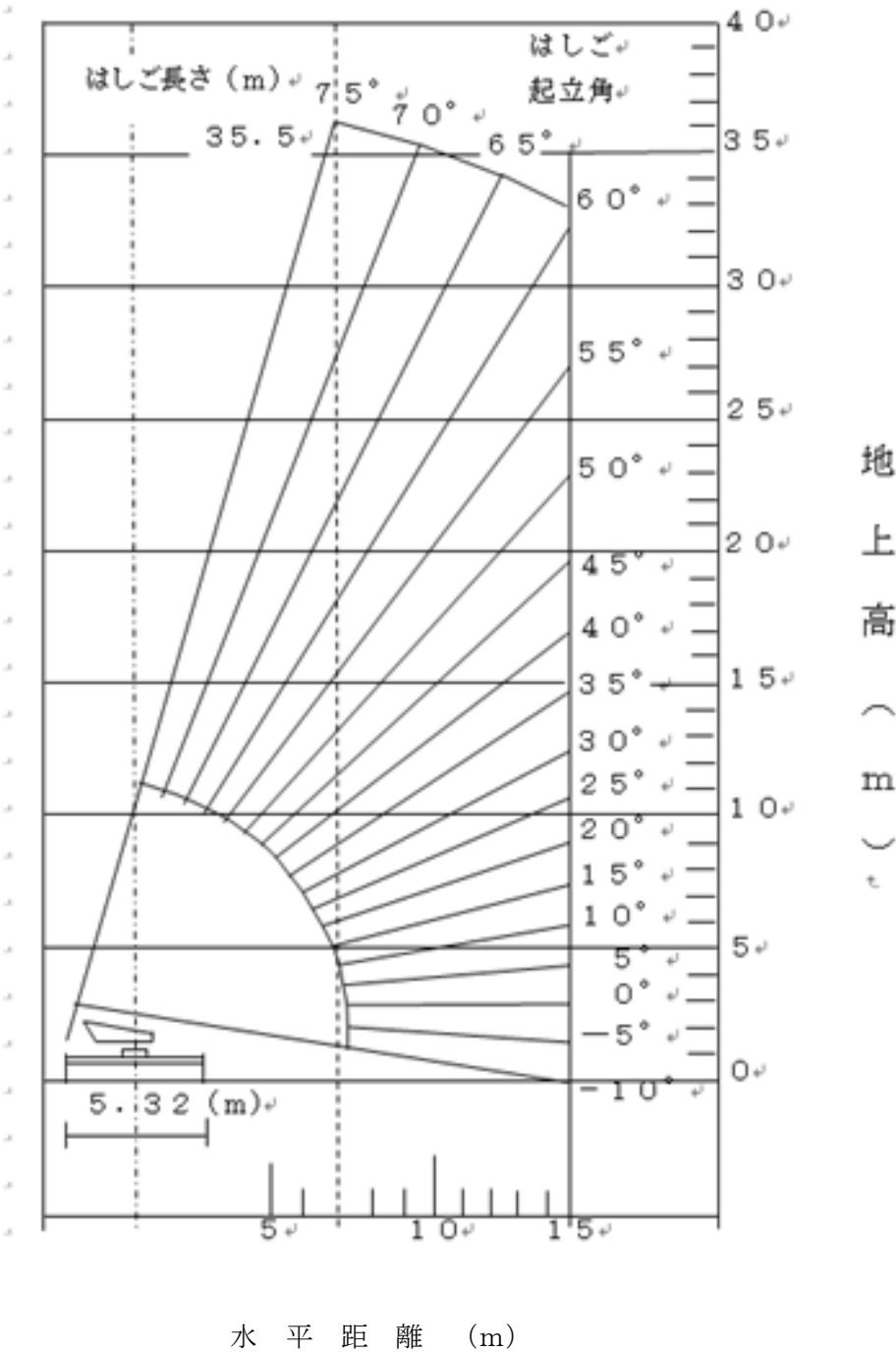


別図 8 の 2



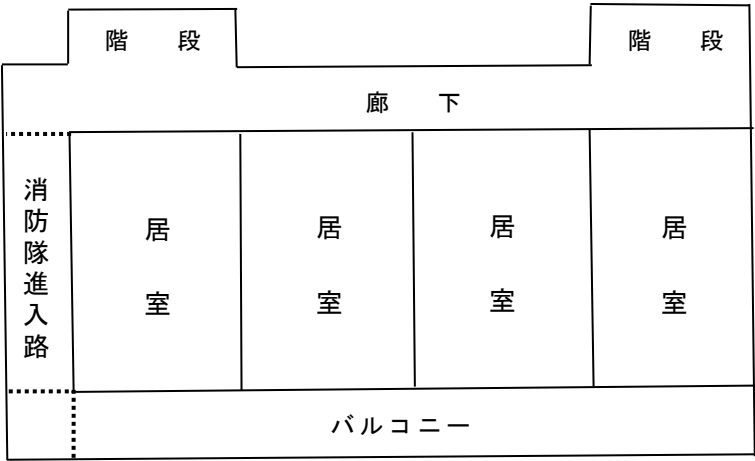
- 標識板
- 1 地色は赤色
 - 2 文字は白色

はしご自動車使用範囲図（参考）



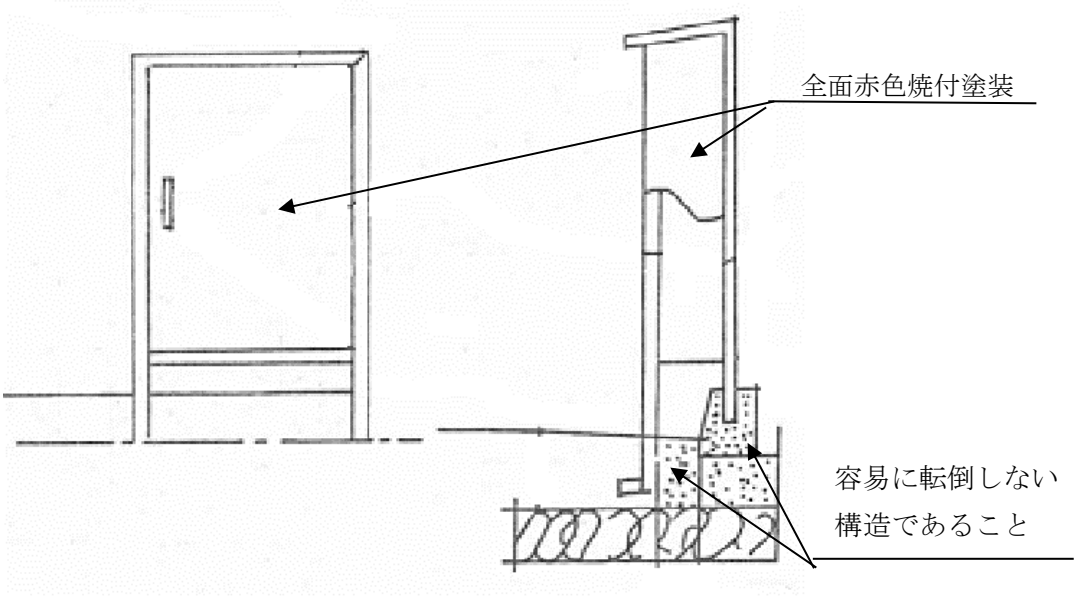
別図 9

消防隊進入路図



別図 10

ホース格納箱（例）



年 月 日

誓 約 書

高砂市消防長 様

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

下記の消防水利について、次の事項を遵守し管理することを誓約します。

記

1 消防水利の所在地

2 構造及び容量等

3 遵守事項

- (1) 当該消防水利は、常時使用可能な状態とし、適切に維持管理します。
- (2) 当該消防水利を変更又は撤去等を行う場合は、事前に消防長と協議します。
- (3) 当該消防水利の維持管理に必要な費用については、一切を負担します。
- (4) 当該消防水利が設置されている敷地を第三者に譲渡し、又は所有権の移転を行う場合は、本誓約事項を条件にして譲渡又は所有権の移転を行います。
- (5) 当該消防水利の維持管理の欠陥により、第三者に損害を与えた場合は、所有者において一切の責任をとります。
- (6) この誓約書をもって、消防法第 21 条の消防水利に指定されることを承諾します。

年 月 日

引 受 書

高砂市消防長 様

自治会名 _____

引受者 _____

開発場所

申 請 人

開発面積 m²

計画戸数 区画 戸

上記開発場所に設置されているホース格納箱（初期消火用器具入）一式は 年 月 日より、当自治会が高砂市消防本部から引き継ぎ、維持管理いたします。